

(セッション3 日本)

司法による窮境企業の再建手続の迅速化と簡素化について

弁護士（元裁判官） 園尾 隆司

1 保全処分及び開始決定の迅速発令

窮境企業の再建を助ける再建型司法手続の迅速化の課題うち、すべての窮境企業にとって重要なのは、保全処分と開始決定が迅速に発令されることである。保全処分は、再建型司法手続の申立てをしたことによる取立行動や手形の呈示を防ぐ意味で重要であり、開始決定は、再建型司法手続の申立てをした企業が態勢を立て直して営業の継続を図るための大きな支援となるという意味で、迅速に行われることが重要である。

日本においては、保全処分と開始決定のスピードについて、民事再生法が施行される前である1999年以前と施行後である2000年以降とでは、その実情に大きな違いがある。

2000年に民事再生法の制定によって廃止された法律である和議法の下においては、和議の申立てをしようとする企業は、申し立てる前に裁判所に事前相談に行き、再建可能性に関する裁判所の審査を受ける運用であった。ここで裁判所から再建可能性があると判断されないと、その後仮に和議の申立てをしたとしても保全処分の発令を受けることができないため、和議の申立てをする意味がなく、結局、申立てを断念せざるを得なかった。また、事前相談にパスして申立てが受理された場合には、裁判所によって整理委員が選任され、4か月から5か月にわたる調査を受ける必要があり、その後整理委員から再建の可能性があるという意見書が提出されなければ開始決定を受けることができなかった。このような運用が行われた結果、申立てをする前に和議の申立てを断念する企業が多数に上り、また、何とか申立前の審査をパスして和議の申立てをしても、その後開始決定を受けることができる企業は、申立企業のうち約半数にとどまり、残る半数の企業は、申立てを取り下げたり、申立て棄却決定を受けていた。

主に大会社の再建に利用される会社更生事件については、申立前に再建可能性があるかどうかについて裁判所の審査を受けるという点は、和議と同じであったが、この審査は厳格なものであるため、申立前の審査をパスして申立てをした場合には、ほぼ全申立会社について2か月から3か月後に開始決定がされるという点が和議と異なっていた。

2000年に民事再生法が施行されて以降、この運用は大きく変わることとなった。すなわち、民事再生法においては、どの申立企業も、保全処分の発令を拒まれることはほとんどないと言ってよく、また、保全処分は、申立てをしたその日又は翌日に発令され、その約1週間ないし2週間後に開始決定がされる運用が全国に広まっていった。

会社更生事件についても、民事再生事件の運用の変化と歩調を合わせる形で、開始決定までの期間が短縮され、受理後10日から2週間程度で開始決定がされるようになった。

なお、特別の必要がある場合には、民事再生事件においても、会社更生事件においても、申立後3日程度で開始決定がされる例が見られるようになった。ただし、そこまで急ぐ事例はまれであり、再建型司法手続においては、一般に、1週間から2週間程度で開始決定がされている実情にある。

2 保全処分及び開始決定の発令が迅速化された理由

再建型倒産手続における保全処分と開始決定の発令は、上記のとおり、2000年を境として迅速化した。

1999年以前には、裁判所が当該企業の再建可能性を審査して、再建が可能であると考えられる企業についてのみ保全処分を発令しており、開始決定も、長期にわたり再建可能性を厳格に審査した後に発令されていた。これに対して2000年以降は、原則として民事再生事件の申立てをした窮境企業のすべてに対して保全処分を発令し、開始決定も、再建手続の進行が不相当と考えられる特別の事情がある場合を除き、迅速に発令することとし、再建を承認するかどうかは債権者集会における債権者の決議の状況を見て決めるという考え方に変わってきた。

会社更生事件は、主な対象企業が大会社であり、その申立てによる社会的・経済的影響が大きいため、2000年以降も、申立てを受理する前に再建可能性について慎重な審査が行われているが、その点を除き、2000年以降は、会社更生事件についても、民事再生事件とほぼ同じスピードで手続が進められている。

このような発想の転換がどのようにして図られたかであるが、それは主として裁判所の事務処理能力の変化に基づくものといえる。すなわち、従来は裁判所の事件処理能力に限界があったため、多数の事件を同時に受け入れることができず、その結果、裁判所の手続の最も有効な利用を図るという観点から、窮境企業のうち再建可能性があるものに優先的な手続利用を認める進行を図ってきた。この事態を改善して窮境企業に対して広く再建型倒産手続申立ての門戸を開くために、1999年以降、東京地裁が先頭となって、倒産事件の手続の

簡素化を図る様々な工夫行ってきた。再建型手続が失敗裏に終わった場合の管財手続の簡素化に役立つ少額管財手続 (simplified bankruptcy procedure) の考案はその一つであるが、そのほかに、民事再生事件の受理と同時に全事件について監督委員を選任し、裁判所の許可に代えて監督委員の許可により手続を進行させ、裁判所の監督を監督委員を通じた間接的なものとするなど、様々な運用改善を行い、その結果、倒産事件を処理する裁判所の事件処理能力が大幅に拡大することとなった。これらの運用改善は全国に広まり、窮境企業が申し立てる民事再生事件のすべてを受理しても事件の遅滞が生じない事務処理態勢が全国的規模で整備され、保全処分及び開始決定の迅速化が達成されたのである。

ただし、東京地裁や大阪地裁のような大規模庁と地方の小規模庁では、現在も手続の迅速さの程度には一定の違いがある。

3 認可決定の迅速化

保全処分及び開始決定の発令は一律に迅速化しているが、開始決定後、再建計画の認可決定がされるまでの期間は、会社の再建の仕方によって異なっており、一律ではない。東京・大阪両地裁においては、申立てから認可決定までの期間は、通常の民事再生事件においては6か月程度、通常会社更生事件においては10か月から1年程度であるが、それよりも一定程度多く時間がかかる場合も少なくない。もっとも、1999年以前と比べると、2000年以後は認可決定までの期間も大幅に短くなっている。

認可決定の早さは、会社の規模によって左右されるものではない。小規模会社の民事再生事件においては、スポンサーが見つからず、また、代理人の事務処理態勢が整っていないことなども影響して、大規模事件より長くかかる場合が少なくない。

債権者数や会社の規模の大きさも、認可決定の早さを左右する要因にはなっていない。債権者数が著しく多い場合あるいは会社の規模が大きい場合には、それに耐えられるだけの態勢を組める代理人が事件を担当するので、債権者数が多く、あるいは会社規模が大きくなっても、認可決定が遅くなるという実情にはない。法律の改正により、債権者数が1000人以上は東京又は大阪地裁に、債権者数500人以上は高裁所在地の地裁に再生事件の申立てができ、会社更生事件については、その事件も東京又は大阪地裁に申立てをすることができるとして、事件の集中を可能にしたことも、債権者数の多い大規模事件についての進行の迅速化に貢献しており、債権者数や会社の規模によって認可決定が遅くなるという実情にはない。

東京・大阪両地裁では、例外的に迅速な再建が必要な企業は、申立前に主要

債権者と協議をして、プリパッケージ型又はプリアレンジ型の再建計画を立て、迅速に事業譲渡を行うなどした上、3ヶ月ないし4ヶ月で再建計画の認可を得るというような著しく迅速な再建が行われることもある。例えば生命保険会社のように、営業の停止により社会的に大きな影響が生じる業種においては、金曜日に店舗を閉めた後に再建手続の申立てをし、週末の間に事業譲渡を終えて、月曜日には新たな企業として営業を始めるという事例もある。開始決定の直後に裁判所の許可を得て事業譲渡を行い、会社自体は清算的再建計画を立てて清算するという方法も一定数の企業再建に用いられており、その場合には数ヶ月で認可決定に至ることもある。

一般的に言って、再建型司法手続による企業の再建においては、迅速な進行を要するもの多数あり、そのような企業については迅速な再建を達成するために様々な手法が用いられて迅速な再建が達成されている。しかし、営業継続による再建を目指していて、弁済のための資金の捻出のために一定の期間を要する場合や、企業に熟達した代理人を選任するゆとりがなく迅速な進行が難しい場合も存在しており、それらについては、一定の再建のための期間が必要であり、これらについてまで一律に迅速化を図ることはできない。倒産手続を担当する司法機関としては、迅速再建の必要性があり、また、再建可能性もある企業が、迅速な再建を希望した場合に、司法機関の態勢がそれに追いつかないということがないように、態勢が整備されていることが重要であるといえる。

日本における今後の態勢整備の課題としては、大多数の債権者が再生計画案に同意している場合には、裁判所の関与をさらに制限して、より簡易で迅速な手続の実施を目指すという課題がある。私的整理手続が先行して実施され、その中で再建方法について大多数の債権者の同意がある場合には、裁判所の関与をいっそう少なくして、より柔軟で迅速な再建を図るという立法が計画されている。新たな立法においては、大多数の債権者の同意がある場合には、商取引債権の弁済が許されるものとするなど、より柔軟な事件処理を可能とする方策が盛り込まれるものと見込まれる。

(参考文献) 最近の全国における民事再生法の施行状況は、民事再生事件の記録に当たって調査をした次の書籍に掲載されている。

山本和彦・山本研編「民事再生法の実証的研究」(商事法務, 2014)